五　消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）第三十六条の五の消防設備士免状の書換えの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
六　消防法施行令第三十六条の六第一項の消防設備士免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第十条の二の四**　［略］

**第十五条の六**　法別表二十三の九の項の主務省令で定める事務は、家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第一項の家畜人工授精師の免許の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査に関する事務とする。

**第十七条の五**　法別表二十六の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第五十五条第一項の自動車整備士の技能検定の受験の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　道路運送車両法第五十五条第四項の学科試験若しくは実技試験の受験の停止又はその合格の無効に関する事務
三　自動車整備士技能検定規則（昭和二十六年運輸省令第七十一号）第二十一条の技能検定の合格証書の交付に関する事務

**第十八条の八**　法別表三十一の四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一　略］
二　出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印又は同法第九条第四項の記録に関する事務
［三～十六　略］

**第二十二条の四**　法別表三十九の三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。
一　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）第二十二条の三第一項の核燃料取扱主任者免状の交付に関する事務
二　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二条の三第一項第一号の核燃料取扱主任者試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
三　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第二十二条の三第三項の核燃料取扱主任者免状の返納に関する事務
四　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項の原子炉主任技術者免状の交付に関する事務
五　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第一項第一号の原子炉主任技術者試験の申込みの受理、その申込みに係る事実についての審査又はその申込みに対する応答に関する事務
六　核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第四十一条第三項の原子炉主任技術者免状の返納に関する事務
七　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則（昭和五十三年総理府令第五十一号）第六条の筆記試験合格証の交付に関する事務
八　原子炉主任技術者試験の実施細目等に関する規則第八条第一項の原子炉主任技術者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
九　核燃料取扱主任者試験の実施細目等に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二十号）第五条第一項の核燃料取扱主任者免状の再交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

**第十条の二の二**　［同上］
［新設］

［新設］

**第十八条の八**　［同上］
［一　同上］
二　出入国管理及び難民認定法第九条第一項、第十条第八項若しくは第十一条第四項の上陸許可の証印又は同法第九条第四項の記録に関する事務
［三～十六　同上］
［新設］